ひろがる京の木整備事業
（住宅タイプ）

【申請手引き書】

京都府農林水産部林業振興課 木材利用促進係

☎075-414-5009　🗐075-414-5010

目次

1．京都府産木材認証制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1

2．ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)補助金 手続きの流れ・・・ p.3

3．提出書類の準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.4

4．提出書類の書き方

●事業（変更）申込書（別記第1号様式)・・・・・・・・・・・・・ p.5

●辞退届（第2号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.7

●交付申請書（第3号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.8

●事業実施報告書（第4号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.9

●府内産木材等使用確認書（第5号様式）・・・・・・・・・・・・ p.11

●誓約書（第6号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.12

●SCグループ調達計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.13

●SCグループ調達実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.14

5．京都の木認証書・ウッドマイレージCO_2京都の木認証書について・・p.15

6．提出写真について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.16

7．普及・啓発状況がわかる資料について・・・・・・・・・・・・・ p.17

8．府内産木材購入に係る納品書の写しについて・・・・・・・・・・ p.18

9．北山丸太製品・京銘竹製品について・・・・・・・・・・・・・・ p.19

10．補助対象部位について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.20

11．加算対象について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.21

12．問い合わせ先　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.22

1．京都府産木材認証制度の概要

趣旨

府内産木材の幅広い活用を促進することにより、木材の輸送過程における二酸化炭素の排出量の削減及び森林整備促進を図り、もって地球温暖化防止対策に資する制度です。
京都府産木材認証制度と連携する事業として「ひろがる京の木整備事業」があります。

（1）ひろがる京の木整備事業とは

民間の商業施設や福祉施設、住宅などにおいて、府内産木材を利用した木造化や木質化を支援するとともに、多くの府民が利用する施設への木製品の導入等を支援し、府民が京都の木とふれあい身近に感じる環境を広げていくとともに地球温暖化の防止と森林資源の循環利用等に資する事業です。
内容毎に以下の事業があります。

事業の種類		内容
建物型	住宅タイプ	府内産木材を利用した住宅の建築等を支援
	非住宅タイプ	府内産木材を利用した商業施設やオフィスなどの非住宅の民間施設の整備を支援
	木造設計タイプ	府内産木材を利用した商業施設やオフィスなどの非住宅の民間施設の設計を支援
木製品導入支援型		多くの府民が利用する民間施設の府内産木材を利用した木製品の導入を支援

（2）用語

府内産木材	京都の木証明書又はウッドマイレージCO_2京都の木認証書が発行された木材のこと
取扱事業体	府内産木材の生産、加工又は流通を行う事業体で、京都府知事から認定を受けた事業体（府内の事業所等）のこと。
認証機関登録事業体	府内産木材としての認証及び証明を行える機関である府指定認証機関から、府内産木材の生産、加工又は流通を行う事業体として認定及び登録された事業体（府外の事業所等）
緑の工務店	建設業の許可を受け、かつ府内産木材を使用した木造建築物の建築を推進する者として京都府知事から登録を受けた工務店のこと
特定事業者	建設業許可を要しない工事を行う事業体で、建設業許可を受けていない者
北山丸太製品	地域団体商標「北山丸太」の商標を使用することができると認められた木材（その製品を含む。）のこと
京銘竹製品	京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例の規定により京もの指定工芸品として指定された竹材（その製品を含む。）のこと
ジョイント	事業実施主体が府内産木材を購入することを目的として木材加工業者又は流通業者と連携を組むこと
SCグループ	京の木流通モデル構築支援事業実施要領（令和４年11月11日付け４林第522号農林水産部長通知。）第３の規定により知事の承認を受けた府内産木材の需給体制の構築に取り組む事業者のグループのこと

（２）ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）の概要

趣旨

環境にやさしい府内産木材等を使った住宅の建築を支援し、府内産木材等の需要拡大を通じて地球温暖化防止対策への環境貢献に府民ぐるみで取り組む制度です。

交付対象者	・緑の工務店（登録制） ・特定事業者(建設業許可を有しない事業者が、建設業許可が不要な工事を行う場合)	交付対象事業	府内産木材、北山丸太製品及び京銘竹製品を使用した住宅の建築又は内装工事

交付金額

・府内産木材の使用材積に応じた単価額の合計

・北山丸太製品、京銘竹製品の購入費に補助率を乗じた額の合計

新築・増改築等の別	対象木材	補助額等
新築	京都の木証明書が発行された木材	15,000/㎥
	ウッドマイレージCO_2京都の木認証書が発行された木材	19,000/㎥
増改築等	京都の木証明書が発行された木材	20,000/㎥
	ウッドマイレージCO_2京都の木認証書が発行された木材	25,000/㎥
新築・増改築等	北山丸太製品・京銘竹製品	製品購入費の50%以内 （補助金の上限額４万円）

上に示す対象木材（北山丸太製品・京銘竹製品を除く）のうち、

①横架材に府内産木材を使用した場合、対象製品の使用材積について、『**21,000/㎥**』を加算
→詳細は**23**ページ

②SCグループの構成員間で原木または木材の取引が行われた場合、『**7,000/㎥**』を加算
→詳細は**24**ページ

③初めて本事業の補助金の交付を受ける事業者について、 『**7,000/㎥**』を加算
→詳細は**24**ページ

交付対象建築物の条件

- 国、地方公共団体又はその他公的機関が所有又は整備する建築物でないこと
- 交付対象者が府内産木材使用に係る国の補助金を受けていないこと
- 仮設でないこと
- 宗教活動や政治活動に用いるものでないこと
- 事業実施主体がジョイントにより木造化又は木質化の工事を施工した建築物であること
- 交付対象建築物について、府内産木材又は府内産竹材を使用していること及び本事業の趣旨を踏まえた府内産木材又は府内産竹材の使用意義等について次のいずれかの方法により普及啓発すること

①自社のHPへ掲載
②自社のSNSにて配信
③住宅見学会、展示会等の開催
④チラシの配布
⑤建設期間中に標識等を設置等

交付対象建築物についての記載が必ず含まれていることが必要です

2．ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)補助金　手続きの流れ

提出窓口

府内の建築物の場合：　振興局 等
府外の建築物の場合：林業振興課

事業申込書（第１号様式）

提出

添付書類

□ **建築物の所在地を示した位置図**

（SC加算を受ける場合）
□ **SCグループ調達計画書**

【注意】受付期間：２月１日～１２月末

内容確認・受付後
← 事業申込書（受付印押印済み）の写し

交付申請予定額に以下の変更がある場合
・増額する場合
・３割を超えて減額する場合

事業変更申込書（第１号様式）

提出

内容確認・受付後
← 事業変更申込書（受付印押印済み）の写し

事業申込書の内容に基づく補助金申請を辞退する場合

辞退届（第２号様式）

提出

工事完了後

交付申請書（第３号様式）

提出

【注意】
交付申請書の受付は、以下の期間となっております。
・事業申込書の受付後２ヶ月を経過したもの
・工事の完了後１年以内

（2）添付書類

□ **事業実施報告書**（第4号様式）

□ **京都の木証明書（写し）**　又は
ウッドマイレージCO_2京都の木認証書（写し）

□ **府内産木材を使用した施工状況の写真　及び**
普及啓発の状況がわかる資料

□ **府内産木材の購入に係る納品書の写し**

□ **府内産木材等使用確認書**（第５号様式）

□ **北山丸太製品・京銘竹製品に関する確認書類**（使用した場合）

（SC加算を受ける場合）
□ **SCグループ調達実績報告書**
（SCグループにより調達された木材を使用した場合に限る）

（特定事業者の場合）
□ **府税の納税証明書**（府税の滞納のないことの証明）
□ **誓約書**（第６号様式）

交付申請書の受付が可能な期間であれば、着工後（工事完了後）の事業申込書の受付は可能です。

ただし、補助金申請の各種要件を満たしている場合で、交付申請書に添付する書類が整っているものに限ります。

完成検査
●書類審査
●現地確認（必要に応じて）

適正と確認できた場合
← 補助金の交付決定・額の確定通知書

補助金受領

3．提出書類の準備

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）の各手続きには、定められた様式と所定の添付資料の提出が必要です。

定められた様式

（注意事項掲載ページ）

- ☐ **事業（変更）申込書（第１号様式）** …… **P5・6**
- ☐ **辞退届（第２号様式）** …… **P7**
- ☐ **交付申請書（第３号様式）** …… **P8**
- ☐ **事業実施報告書（第４号様式）** …… **P9・10**
- ☐ **府内産木材等使用確認書（第５号様式）** …… **P11**
- ☐ **誓約書（第６号様式）** …… **P12**

定められた様式は、京都府ホームページでダウンロードできます。

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）/ 京都府ホームページ
https://www.pref.kyoto.jp/rinmu/hirogarukyounokiseibijigyojyuutakutaipu.html

➢ ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)　検　索

その他添付が必要な資料

（注意事項・掲載ページ）

- ☐ **建築物の所在地を示した位置図** …… 所在地の場所が具体的にわかる縮尺の図面
- ☐ **SCグループ調達計画書**
  （SCグループで調達された木材を使用した場合のみ） …… **P15**
- ☐ **SCグループ調達実績報告書**
  （ SCグループで調達された木材を使用した場合のみ） …… **P16**
- ☐ **京都の木証明書（写し）**　又は
  ウッドマイレージCO_2京都の木認証書（写し） …… **P17**
- ☐ **府内産木材を使用した施工状況の写真　及び普及啓発の状況がわかる資料** …… **P18・19**
- ☐ **府内産木材の購入に係る納品書の写し** …… **P20・21**
- ☐ **北山丸太製品・京銘竹製品に関する確認書類**
  （使用した場合のみ） …… **P22**
- ☐ **府税の納税証明書**（特定事業者のみ） …… 府税関係事務所で取得された府税に滞納のない証明書

事業(変更)申込書

別記第１号様式（第６、第７関係）

変更申込書でなければ(変更）に取消線を引く

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）事業（変更）申込書

元号、年月日は必ず記入

年　　月　　日

京都府知事　　様

所在地〒

名称

（緑の工務店登録番号　　）

代表者氏名

連絡先（電話）

変更申込書でなければ（第7）に取消線を引く

変更申込書でなければ（変更）に取消線を引く

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第６（第７）の規定により、事業（変更）

記

１　工事の区分　　新築　・　増改築等

未着手の場合は予定を記入
※交付申請が可能な期間を超えるものとならないようにしてください

２　交付対象建築物に関する事項

建築物の所在地	
（予定）工期	～
ウッドマイレージCO_2京都の木認証書が発行された木材使用予定量	m^3
京都の木証明書が発行された木材使用予定量	m^3
ジョイント計画 府内産木材の納材業者	（取扱事業体認定番号：　　） （認証機関登録事業体番号：　　）

３　建築物の取得予定者等

府内産木材を納入する業者名と「京都府産木材認証制度」によって認定・登録された番号を記入
※複数業者ある場合は、全ての業者名及び番号を記入

建築物取得予定者 又は建築物所有者 （建売住宅の場合は不要）	氏名	
	現住所	

建築基準法の手続が不要の場合は無

４　建築確認申請等

建築基準法第６条第１項の規定による確認済証	有　相談窓口：　　・　無
建築基準法第15条第１項の規定による建築工事届	有　相談窓口：　　・　無

事業(変更)申込書

5　交付申請予定額

交付申請予定額	□新築　□増改築等 ①ウッドマイレージCO_2京都の木認証書が発行された木材 m3　×　　円　＝　　円 (円未満切捨) ②京都の木証明書が発行された木材 m3　×　　円　＝　　円 (円未満切捨) ③北山丸太製品・京銘竹製品 円　×　　＝　　円 (円未満切捨) ①+②+③の合計金額の千円未満切り捨てる (上限額：40,000円) 計　　円(千円未満切捨)
交付申請予定額 (要領第５の３、４、５又は７のいずれかに該当する額を含む場合)	□新築　□増改築等 □SCグループ □初めて補助を受ける場合 ①ウッドマイレージCO_2京都の木認証書が発行された木材 m3　×　　円　＝　　円 (円未満切捨) ② 京都の木証明書が発行された木材 m3　×　　円　＝　　円 (円未満切捨) ③ 北山丸太製品・京銘竹製品 円　×　　＝　　円 (円未満切捨) (上限額：40,000円) ④ 横架材 m3　×　　円　＝　　円 (円未満切捨) 計　　円(千円未満切捨)
交付申請予定時期	～

新築または増改築等のプルダウンの○を選択してください。

使用材積(小数点以下第4位)を入力

円未満切り捨てる

購入額を入力

①+②+③の合計金額の千円未満切り捨てる

SC加算または初回加算を受ける場合はプルダウンの○を選択してください。
※SC加算に関しては、京の木流通モデル構築支援事業実施要領に基づく事業実施計画書において取り扱う京都府産木材として記載された木材を使用している場合に限りチェックをつける。

使用材積(小数点以下第4位)を入力

購入額を入力

申込書受付日の2箇月以降に交付申請する予定日を記入
※交付申請は、施設完成後の1年後までか申込年度の翌年度の2月末日までのどちらか短い期間までに行う必要があります。

①+②+③+④の合計金額の千円未満切り捨てる

6　他の補助金等に関する確認

※府内産木材の購入について国の補助金等の受給を受けている場合は当事業の対象外です。

本補助金以外の府内産木材等の使用に係る補助金等の受給の有無	□有　・　□無 (有の場合) 事業名：

7　添付書類

※建築物の場所が特定できる縮尺の位置図としてください。

・地域型住宅グリーン化事業(地域材加算は併用不可)
・JAS構造材利用拡大事業　　等

(1)　建築物の所在地を表示した位置図

(2)　SCグループ調達計画書（交付要綱別表の３の(1)のアに係る補助額の欄の(4)の適用がある場合に限る。

(3)　建築確認済証又は建築工事届の写し等

交付申請予定額の増加又は3割を超える減少が生じる場合は、変更申込書の提出が必要です！！！

辞退届

第２号様式（第７関係）

元号、年月日は必ず記入

年　　月　　日

京都府知事　　様

所在地〒

名称
（緑の工務店登録番号　　）

代表者氏名
連絡先（電話）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）辞退届

年　　月　　日 付けで提出の事業申込書に係る申請については、下記の理由により辞退します。

同一業者が同日付けで複数の事業申込書を提出していた場合は、余白に建築物の所在地を記入する等していただき、どの建築物に関する申請かを特定しください。

記

辞退理由

辞退理由の例：
発注者から契約解除の申し出があり、建設工事を中止することとなったため

交付申請書

年　　月　　日

元号、年月日は必ず記入

京都府知事　　様

〈提出時期について〉
事業申込書の受理から2箇月以上後、
かつ、建築物の完成から1年以内

所在地〒

名　称
（緑の工務店登録番号　　）
代表者氏名
連絡先（電話）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）補助金交付申請書

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第８の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

事業実施報告書の交付申請額と
一致しているか確認（千円未満切捨）

1　補助金交付申請額　金　　円

2　事業の内容
「ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施報告書」のとおり

3　検査済証

建築基準法第７条第５号の規定による検査済証	有（申請窓口：　　）・無

4　振込先

※記入機関名は支店名まで記載して下さい。
※預金種目は該当あうるものに〇をしてください。
※口座名義人と申請者が同一であることがわからない場合は、他に資料を求める場合があります。

補助金の振込先	①金融機関名　　銀行 銀行支店　　支店 ②預金種目　普通　当座 ③口座番号 ④口座名義人 （かナ書き） ※口座名義人は申請者と同一であること

事業実施報告書

第４号様式（第８関係）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）事業実施報告書

元号、年月日は必ず記入

年　　月　　日

京都府知事　　様

所在地〒

名称

（緑の工務店登録番号　　）

代表者氏名

連絡先（電話）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第９の規定により、事業実施報告書を提出します。

記

〇で囲む

１　工事の区分　　新築　・　増改築等

２　交付対象建築物に関する事項

建築物の所在地	
工　　期	〜
ウッドマイレージCO_2京都の木認証書を受けた木材使用量	m^3
京都の木証明書を受けた木材使用量	m^3
ジョイント実績報告 府内産木材の納材業者	（取扱事業体認定番号：　　） （認証機関登録事業体番号：　　）

指定認証機関発行の「京都の木証明書」又は「ウッドマイレージCO_2京都の木認証書」に記載された数値と同じ値を記入

府内産木材を納入する業者名と「京都府産木材認証制度」によって認定・登録された番号を記入
※複数業者ある場合は、全ての業者名及び番号を記入

事業実施報告書

新築または増改築等のプルダウンの〇を選択してください。

交付申請額	□新築　□増改築等 ①ウッドマイレージCO_2京都の木認証書が発行された木材 m3　×　円　＝　円（円未満切捨） 使用材積（小数点以下第4位）を入力 円未満切り捨てる ②京都の木証明書が発行された木材 m3　×　円　＝　円（円未満切捨） ③北山丸太製品・京銘竹製品 円　×　0.5　＝　円（円未満切捨） 購入額を入力 （上限額：40,000円） 計　円（千円未満切捨） ①+②+③の合計金額の千円未満切り捨てる
交付申請額 （要領第５の３、４，５又は７のいずれかに該当する額を含む場合）	□新築　□増改築等 □SCグループ □初めて補助を受ける場合 SC加算または初回加算を受ける場合はプルダウンの〇を選択してください。。 ※SC加算に関しては、京の木流通モデル構築支援事業実施要領に基づく事業実施計画書において取り扱う京都府産木材として記載された木材を使用している場合に限りチェックをつける。 ①ウッドマイレージCO_2京都の木認証書が発行された木材 m3　×　円　＝　円（円未満切捨） 使用材積（小数点以下第4位）を入力 円未満切り捨てる ②京都の木証明書が発行された木材 m3　×　円　＝　円（円未満切捨） ③北山丸太製品・京銘竹製品 円　×　0.5　＝　円（円未満切捨） 購入額を入力 （上限額：40,000円） ④横架材 m3　×　円　＝　円（円未満切捨） 計　円（千円未満切捨） ①+②+③+④の合計金額の千円未満切り捨てる

3　建築物の取得者等

建築物取得予定者又は建築物所有者 （建売住宅の場合は不要）	氏名	
	現住所	

府内産木材等使用確認書

建売住宅の場合は提出不要

第５号様式（第８関係）

府内産木材等使用確認書

元号、年月日は必ず記入

年　　月　　日

様

（緑の工務店名をご記入ください）

引受者（施主）

住　所

氏　名

下記内容のとおり、府内産木材等を使用していることについて、説明を受けました。

記

1　建築物の所在地	
2　建築物引渡（予定日）	年　　月　　日
3　ウッドマイレージCO_2京都の木認証を受けた木材の使用量	m^3
4　京都の木証明を受けた木材の使用量	m^3
5　ウッドマイレージCO_2	
6　備考※	

指定認証機関発行の「京都の木証明書」又は「ウッドマイレージCO_2京都の木認証書」に記載された数値を参考にして記入（小数点以下4位止め）

京都の木証明のみの場合は不要

※北山丸太製品又は京銘竹製品を使用した場合は、その旨を備考欄に記入すること。

例：“床柱に北山丸太製品を使用”、“犬矢来で京銘竹製品を使用”等

誓約書

※特定事業者の場合のみ交付申請書に添付

第６号様式（第８関係）

誓　約　書

１　申請者、申請者の役員及び法定代理人は、ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第２第１項第7号に掲げる要件を満たすことを誓約します。

２　申請者、申請者の役員は１の誓約の他、ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）に係る提出書類に虚偽の内容があった場合、補助金を返還することを誓約します。

京都府知事　　様

年　月　日　　元号、年月日は必ず記入

申請者　住所

商号又は名称　　以下の印としてください。
・法人の代表社印
・団体印と代表者私印

代表者氏名　　印

〈特定事業者の場合に必要なその他書類〉

・府税の納税証明書･･･各府税事務所、各振興局税務室・府税出張所、京都府庁税務課で取得できます。
　※府税の納税証明書、誓約書については各年度の初回申請時のみ添付

〈緑の事業体への登録〉

http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html　へアクセス！
所定の様式に必要事項を記載し、添付書類も併せて、該当する提出先へ郵送又は持参してください。

SCグループ調達計画書

※SCグループにより調達された木材を使用した場合のみ事業申込書に添付

参考様式

SC(サプライチェーン)グループ調達計画書

1　京の木流通モデル構築支援事業によるSCグループ承認日等

SCグループの承認通知に記載されている内容等を記入してください。

承 認 日　（　　）

SCグループ名　（　　）

SCグループ承認番号　（　　）

有効期間の末日　（　　）

2　京の木流通モデル構築支援事業による事業実施計画承認日等

事業実施計画の承認通知に記載されている内容等を記入してください。

承 認 日　（　　）

承認番号　（　　）

3　SCグループによる建築物用木材の調達計画

①木材生産

上記SCグループ構成員のうち

複数業者ある場合は、全ての業者名を記入してください。

林業事業体等の名称	

②木材加工

上記SCグループ構成員のうち

複数業者ある場合は、全ての業者名を記入してください。

木材加工業者の名称	

③施工

上記SCグループ構成員のうち

緑の工務店等の名称	

SCグループから調達する府内産木材のうち、補助対象建築物に使用予定の材積

m^3	※製材品の材積

小数点以下2位止め

SCグループ調達実績報告書

※SCグループにより調達された木材を使用した場合のみ交付申請書に添付

参考様式

SCグループより調達された木材とは
京の木流通モデル構築支援事業実施要領に基づく事業実施計画書において
取り扱う京都府産木材として記載された木材

SC（サプライチェーン）グループ調達実績報告書

1　京の木流通モデル構築支援事業によるSCグループ承認日・承認番号

SCグループの承認通知に記載されている内容等を記入してください。

承 認 日　（　　）

SCグループ名　（　　）

SCグループ承認番号　（　　）

有効期間の末日　（　　）

2　京の木流通モデル構築支援事業による事業実施計画承認日等

事業実施計画の承認通知に記載されている内容等を記入してください。

承 認 日　（　　）

承認番号　（　　）

3　SCグループによる建築物用木材の調達実績

①木材生産

上記SCグループ構成員のうち

複数業者ある場合は、
全ての業者名を記入してください。

林業事業体等の名称	

当該建築物用に調達した材積　（　　㎥）※原木の材積

小数点以下2位止め

②木材加工

上記SCグループ構成員のうち

複数業者ある場合は、
全ての業者名を記入してください。

木材加工業者の名称	

当該建物用に加工した材積　（　　㎥）※製材品の材積

小数点以下2位止め

「原木の材積≧製材品の材積≧認証材・証明材の合計材積」で
あることを確認してください。

③施工

上記SCグループ構成員のうち

緑の工務店等の名称	

5. 京都の木証明書・ウッドマイレージCO_2京都の木認証書について

<交付申請時の添付書類>

「**京都の木証明書**」又は「**ウッドマイレージCO_2京都の木認証書**」の写し

①京都の木証明

・・・京都府産木材の、生産、加工及び流通のすべての過程を取扱事業体又は認証機関登録事業体が行った木材

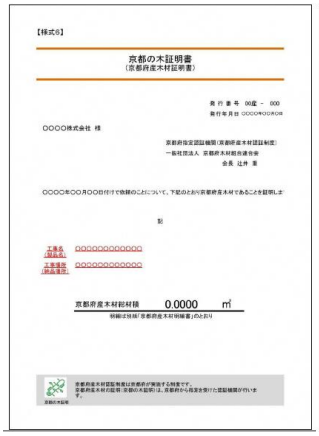

京都府産木材の使用量を証明します

②ウッドマイレージCO_2京都の木認証

・・・京都府産木材の、生産、加工及び流通のすべての過程を取扱事業体が行った木材

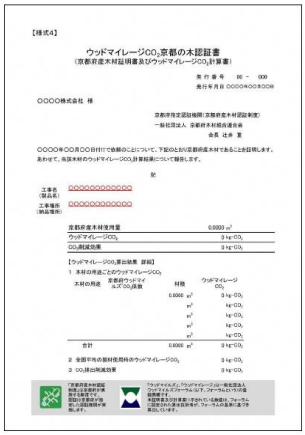

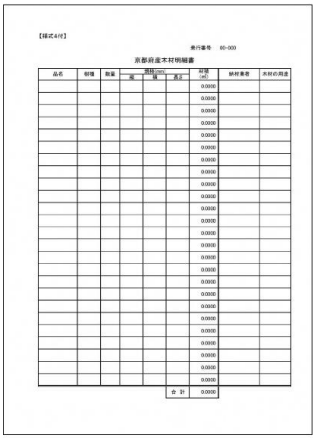

京都府産木材の使用量と
CO_2排出量の削減量を認証します

<発行方法>

ウッドマイレージCO_2京都の木認証及び京都の木証明、認証機関登録事業体の認定及び登録は、指定認証機関で行うことができます。

指定認証機関・・・ 一般社団法人　京都府木材組合連合会

➢ 京都府木材組合連合会　　検　索

京都府産木材認証制度　http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html

➢ 京都府産木材認証制度　　検　索

6. 提 出 写 真 に つ い て

施行中の写真は、補助金交付のための重要な確認書類となるため、以下の留意事項を踏まえて必ず撮影してください。なお、提出書類については、京都府が普及活動のために使用することがありますので、あらかじめご了承ください。

＜撮影時留意事項＞

① 構造躯体完成時の内部写真
- 上棟後、屋根工事および構造金物の取り付けが完了した時点の内部全景。
- 隅から対角線上に撮影し、柱・梁・筋交い等の構造および金物の配置が、可能な限り広範囲に把握できる構図にしてください。

② 構造躯体完成時の外部写真
- 外周部の養生（メッシュシート等）が撤去された時点の外部全景
- 当該申請地における施工であることを確認できるよう「引き」の構図にしてください。

③ 普及啓発（PR）に関する写真
- 「7. 普及・啓発状況がわかる資料について」をご確認ください。

④ 横架材の加算措置に関する写真
- 加算措置の対象となっている横架材の施工事状況が確認できる写真

（共通）
- ピントの合った、鮮明なカラー写真で、見やすい大きさであること。
- A4用紙にカラー印刷、もしくは添付されたものであること。
- 縦・横の写真が混在する場合、写真の上下の向きが揃うようにしてください。
- 撮影対象と撮影日時等を明記した黒板等を入れて撮影すること。

（注）127mm以上

（注）89mm以上

（注）黒板等も入れて撮影

7. 普及・啓発状況がわかる資料について

府内産木材の普及・啓発のため、**「府内産木材又は府内産竹材を使用していること」**及び**「本事業の趣旨を踏まえた府内産木材又は府内産竹材の使用意義等」**について次のいずれかの取組を行う必要があります。

①自社のHPへ掲載
②自社のSNSにて配信
③住宅見学会、展示会等の開催等
④チラシの配布
⑤建設期間中に標識等を設置

〈ご提出いただく資料の例〉

・自社のHPの内容を印刷したもの
・住宅見学会、展示会等の状況写真、配布した資料
・営業等により配布したチラシ等の資料
・工事施工中に標識（のぼりなど）の設置状況がわかる写真

施工中の全景　普及啓発（のぼりの掲示）

8．府内産材購入に係る納品書の写しについて

申請者が府内産木材を購入し、交付対象建築物の工事のために納品されたことがわかる資料が必要です。

〈注意事項〉

・納品書
交付対象建築物の工事のために府内産木材が納品されたことがわかるものであること

年 月 日

納品書

No.03-00000001

※※※※※※※※※ 御中

※※※※※ 様

物件名 ※※※※※

※※※※※※※※※

担当： ※※※※※

御見積金額 ※※※※※※ （税込み）

うち、消費税

※※※※※※

項目	数量	単位	金額	備考
※※※※※	1	式	※※※※※	御見積No.03-00000001
合計			※※※※※	

摘要 御見積明細書に記載の証明材は「京都の木証明」、WM認証材は「ウッドマイレージCO2京都の木認証」の対象木材です

証明材、WM認証材は、京都府内の森林から合法的に伐採されたことが確認された木材です

<交付申請時の添付書類>

①北山丸太製品・京銘竹を使用した施工状況の写真
②購入金額の確認できる書類･･･領収書等
③北山丸太製品・京銘竹製品であることを確認できる書類
・・・ラベルの写し
（参考）

北山丸太製品	京銘竹製品

・・・製品証明書（ラベルの入手が困難な場合）
証明書発行の可否については、各自、生産者等にお問い合わせください。
その際、参考様式を京都府HPからダウンロードし、「記」以下の部分を記載のうえ、証明発行を依頼するようご配慮ください。

（参考）

（発行日）　年　月　日

（タイトル）

北 山 丸 太 製 品 証 明 書

（証明者）
所 在 地
名　　称
代表者氏名　　㊞

下記の製品は、地域団体商標登録「北山丸太」の表示基準を満たす製品であることを証明します。

記

1　施工者　　H●－MJ－●●　△△工務店
2　工事名　　■■邸 新築工事
3　工事場所　　京都府●●市○○町▲▲番地

納品日	名称	規格	数量	仕入先	備考

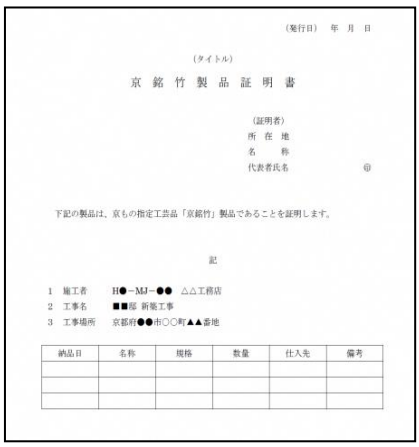

（発行日）　年　月　日

（タイトル）

京 銘 竹 製 品 証 明 書

（証明者）
所 在 地
名　　称
代表者氏名　　㊞

下記の製品は、京もの指定工芸品「京銘竹」製品であることを証明します。

記

1　施工者　　H●－MJ－●●　△△工務店
2　工事名　　■■邸 新築工事
3　工事場所　　京都府●●市○○町▲▲番地

納品日	名称	規格	数量	仕入先	備考

<問い合わせ先>	
北山丸太製品	
京都北山丸太連合会	075-406-2003
京北銘木生産協同組合	075-852-0490
京都北山丸太生産協同組合	075-406-2955
京銘竹製品	
京都竹材商業協同組合	075-691-1324

10. 補助対象部位について

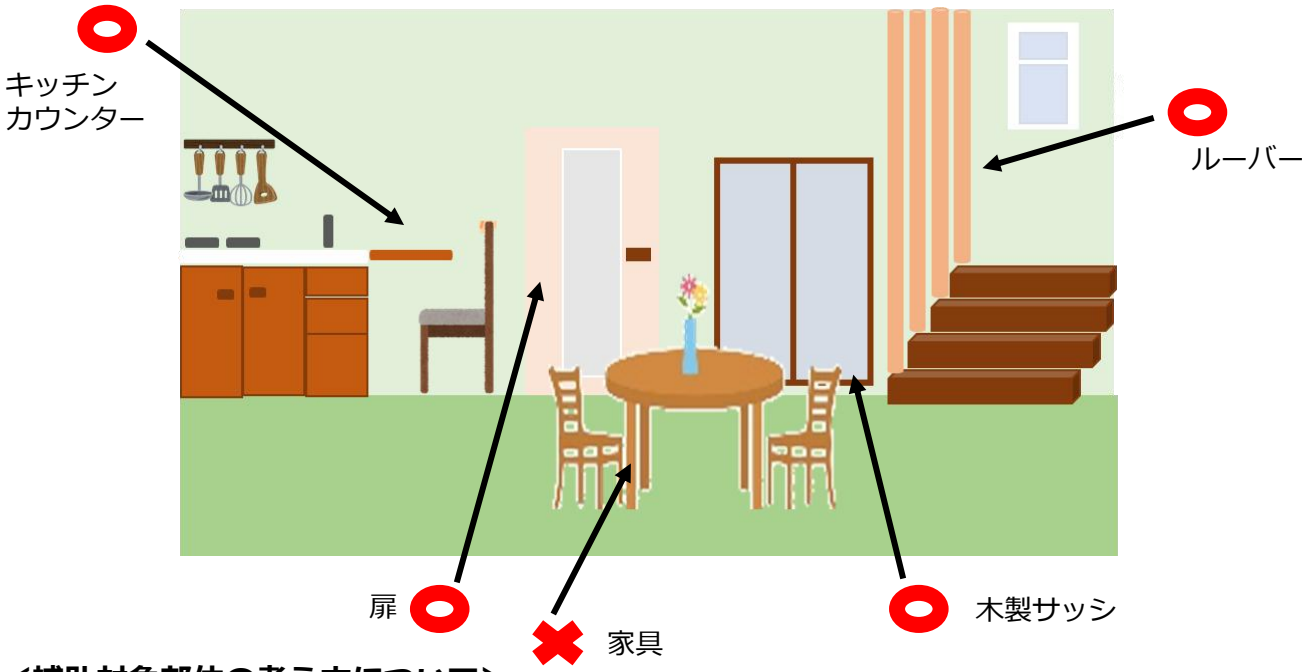

＜補助対象部位の考え方について＞

補助対象

・・・建築物に固定されるもの
例）腰壁、建具、ルーバー、キッチンカウンター等
※外壁工事のみを行う場合も補助対象と扱います。

・・・土地の地盤改良に地盤補強材として使用される木杭
※補助対象建築物と関連がない場合や仮設的に使用する場合は補助対象外です。

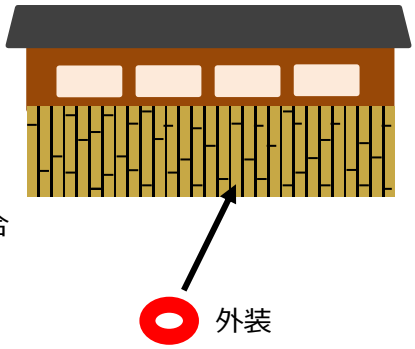

補助対象外

・・・建築物に固定されていないもの、移動が可能なもの
例）門扉、塀、柵、家具類等

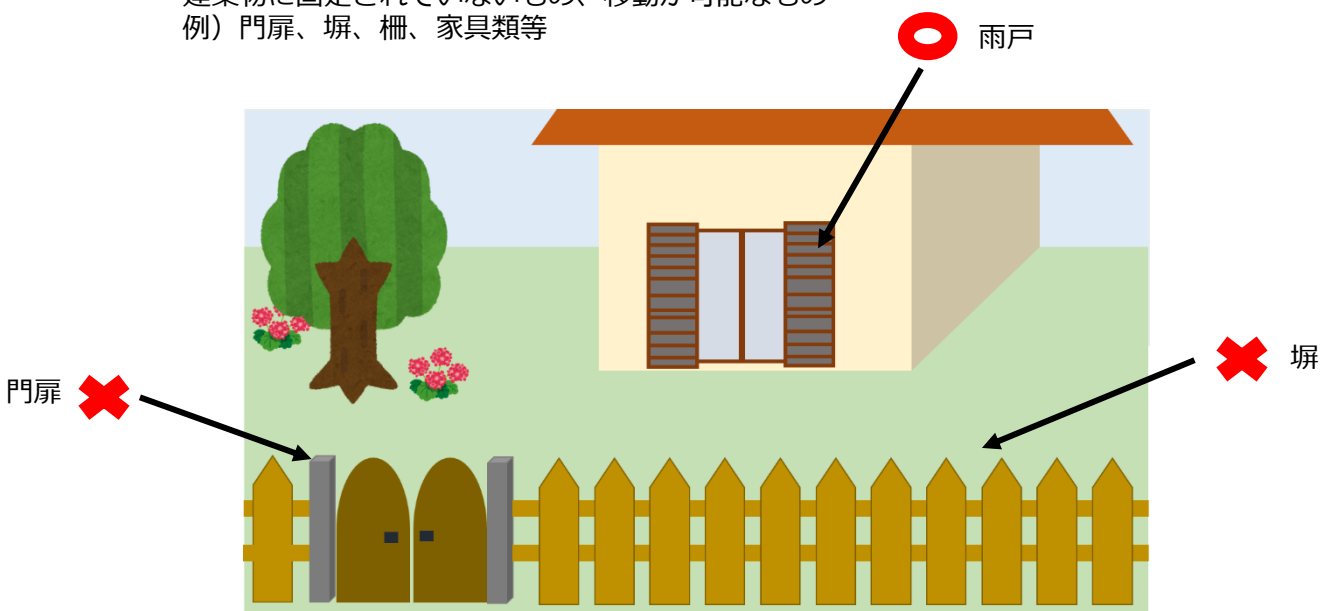

横架材に府内産木材を使用した場合は、**対象製品の使用材積単価**に
『21,000/㎥』加算されます！

対象部材：梁　桁　母屋　棟木　隅木
（対象部材以外は加算の対象外）

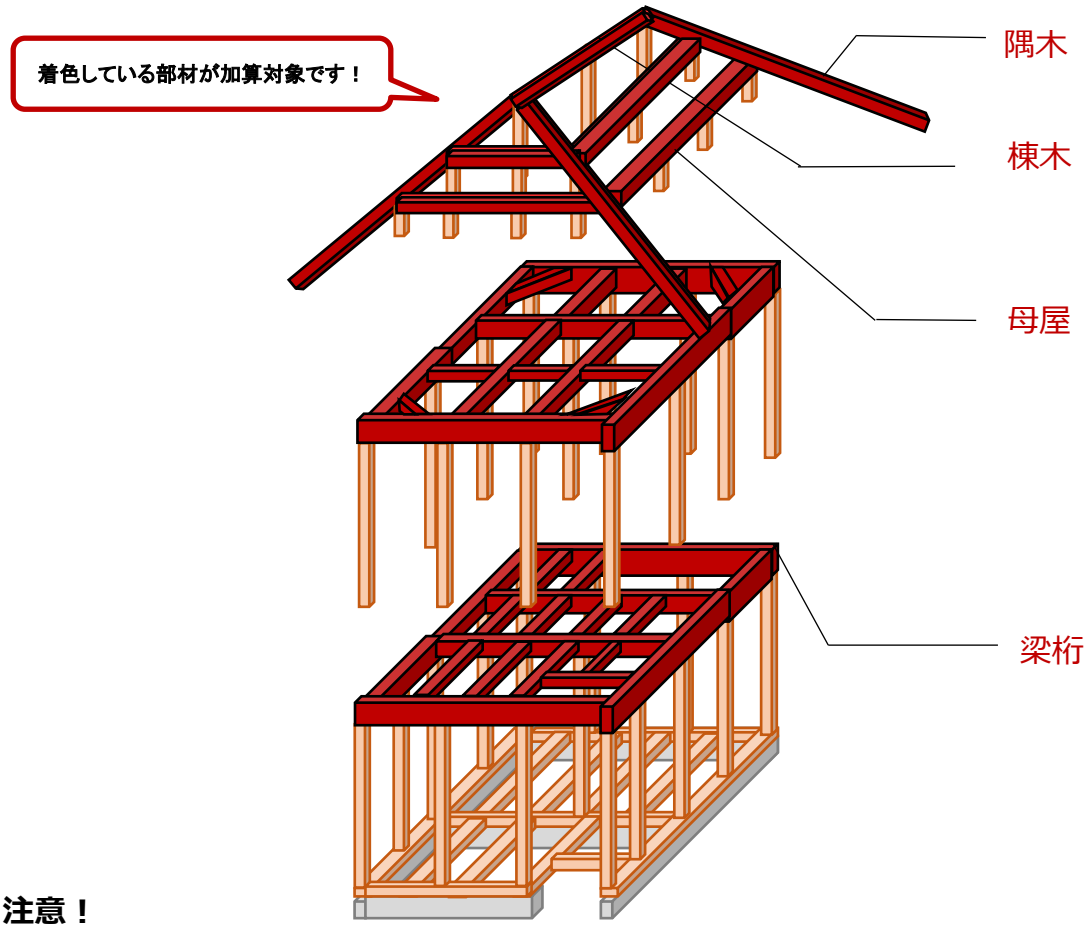

注意！

注意！

京都の木証明書又はウッドマイレージCO_2京都の木認証書の「品名」欄に、
対象部材の記載があるものを必ず提出してください

【様式6付】

発行番号　00産-000

京都府産木材明細書

品名	樹種	数量	規格(mm) 幅	厚	長さ	材積(㎥)	納材業者	木材の用途
梁桁	スギ	4	120	240	3000	0.3456	○○	××
	スギ	4	120	240	3000	0.3456	○○	××
母屋	スギ	8	120	120	4000	0.4608	○○	××

不可

１１．加算内容について

〈SCグループの加算：木材の納品日が事業計画の承認日以降のものに適用※〉

京の木流通モデル構築支援事業により事業計画が承認された木材の生産・加工・利用をするグループ（ＳＣグループ）により調達された木材を使用した場合は、補助単価に『7,000/㎥』が加算されます！

〈参考〉　～京の木流通モデル構築支援事業～

川上から川下をつなぐ新たなサプライチェーンの構築のための取組を支援

・事業実施主体：京都府産木材の生産、加工・流通及び利用に係る事業者により構成され、新たな需給体制の構築を行うため、事前に知事の承認を受けたグループ（「ＳＣグループ」）
・要　　件：川上から川下までの事業者が、SCグループを形成すること 等
・補 助 金 額：１グループ当たり、5,000千円以内
・補助対象経費：グループ内での木材の需給情報を共有するための以下の取組に係る経費
(1)情報を共有する体制の検討
(2)インターネット等を活用した情報共有の体制づくりと運用

➢ 京の木流通モデル構築支援事業　　検　索

※京の木流通モデル構築支援事業実施要領（令和4年11月11日付け4林第522号農林水産部長通知）第3に基づき知事の承認を受けたグループ（SCグループ）が、同要領第7の規定により知事の承認を受けた事業実施計画を作成したうえで、グループの構成員間で原木を調達及び加工した木材を、交付対象象建築物に使用した場合に適用されます。

SCグループ加算の適用	5月	6月	7月
○	事業計画承認	申込み	木材の納品
△	申込み	事業計画承認	木材の納品 ←変更申込書の提出が必要です！
×	木材の納品	事業計画承認	申込み

〈新規事業者の加算〉

初めてひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）の補助金の交付を受ける事業者について、補助単価に『7,000/㎥』が加算されます！

１２．問い合わせ先

〈書類の提出方法〉

提出方法は**窓口へ直接持参**、または**郵送**でも可です。
※郵送料は申請者のご負担となります。
※書留を利用されない場合、郵便事故による不着の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください

〈お問い合わせ及び書類提出先〉

連　絡　先	所　在　地	所管区域
京都府山城広域振興局 森づくり振興課 （☎0774-21-3450）	〒６１１－００２１ 宇治市宇治若森７－６	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府南丹広域振興局 森づくり振興課 （☎0771-22-1017）	〒６２１－０８５１ 亀岡市荒塚町１－４－１	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都府中丹広域振興局 森づくり振興課 （☎0773-62-2586）	〒６２５－００３６ 舞鶴市字浜２０２０	福知山市、舞鶴市、綾部市
京都府丹後広域振興局 森づくり振興課 （☎0772-62-4306）	〒６２７－８５７０ 京丹後市峰山町丹波８５５	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
京都府京都林務事務所 林務課 （☎075-451-5724）	〒６０２－０９１５ 京都市上京区中立売通小川東入三丁町４４９	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
京都府農林水産部 林業振興課 （☎075-414-5011）	〒６０２－８５７０ 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	京都府外